

低入札価格調査制度における失格基準価格及び数値的判断基準の改定について

つくば市では、公共工事におけるダンピング受注による工事品質の低下、下請事業者等へのしわ寄せ防止の徹底を図るため、下記のとおり、失格基準価格の設定割合及び数値的判断基準を改定し、令和2年(2020年)6月1日以後に公告する入札案件から適用することとしましたので、お知らせいたします。

○低入札価格調査制度における失格基準価格の設定割合の改定

- ・失格基準価格の設定割合

【現行】		【改定後】	
予定価格(税込み)	割合	予定価格(税込み)	割合
1億円未満	<u>90%</u>	1億円未満	<u>98%</u>
<u>1億円以上</u> 10億円未満	<u>85%</u>	<u>1億円以上</u>	<u>95%</u>
10億円以上	<u>80%</u>		

※ 失格基準価格は、上表の左欄に掲げる予定価格の区分により、当該区分に応ずる同表右欄に掲げる割合を、調査基準価格に乘じ得た額(当該額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

○低入札価格調査制度における数値的判断基準の改定

- ・国土交通省の「特別重点調査」基準及び茨城県の「数値的判断基準」を準用

【現行】		【改定後】	
入札者の積算に係る金額が設計金額に対し、下記のいずれかに該当する場合は失格		入札者の積算に係る金額が設計金額に対し、下記のいずれかに該当する場合は失格	
・直接工事費が <u>75%</u> 未満		・直接工事費が <u>90%</u> 未満	
・共通仮設費が <u>70%</u> 未満		<u>(機械設備等は75%未満)※</u>	
・現場管理費が <u>70%</u> 未満		・共通仮設費が <u>80%</u> 未満	
・一般管理費が30%未満		・現場管理費が <u>80%</u> 未満	
		・一般管理費が30%未満	

※ 機械設備等とは、機械器具設置工事、電気工事、電気通信設備工事とする。